

周産期専門医試験 告示

一般社団法人日本周産期・新生児医学会「周産期専門医制度規則付則」第3章に示す専門医認定のための第7回周産期専門医(新生児)試験と第5回周産期専門医(母体・胎児)試験を下記のように実施する。

平成25年3月18日
一般社団法人 日本周産期・新生児医学会
理事長 田村 正徳
専門医制度委員会 委員長 松田義雄
副委員長 楠田 聡

第7回周産期専門医(新生児)試験 第5回周産期専門医(母体・胎児)試験 —実施要項—

I. 受験資格

1. 研修医受験資格

- (1) 日本国の医師免許(医籍)を有する。
- (2) 基本学会である日本産科婦人科学会, 日本小児科学会のいずれかの専門医である。
- (3) 資格認定試験を受験する時点で3年以上継続して日本周産期・新生児医学会会員であり, 会費を完納している。
- (4) 基本学会専門医資格を取得後, 認定研修施設における3年間の研修(うち6か月は基幹での研修とする)を終了し, 規則付則に定める必要研修症例数を持っている。
- (5) 研修の届出を行い, 研修年次報告書を毎年提出している。
- (6) 研修期間中に研修施設の異動があった場合, および指導医が交代した場合, 変更届(様式1-4)を提出している。
- (7) 本学会が認める周産期医学・新生児学に関連した学会・研究会に所定の回数参加し, かつ筆頭演者として発表を行っている。
- (8) 本学会が認める周産期医学・新生児学に関連する学術論文1編以上を筆頭著者として査読制度のある雑誌に査読を受け発表している。

2. 暫定指導医の受験資格

1) 暫定指導医のみ, あるいは暫定指導医と研修医両方を経験している場合の共通項目

- (1) 日本国の医師免許(医籍)を有する。
- (2) 基本学会である日本産科婦人科学会, 日本小児科学会のいずれかの専門医である。
- (3) 資格認定試験を受験する時点で3年以上継続して日本周産期・新生児医学会会員であり, 会費を完納している。
- (4) 本学会が認める周産期医学・新生児学に関連した学会・研究会に所定の回数参加し, かつ筆頭演者として発表を行っている。
- (5) 本学会が認める周産期医学・新生児学に関連する学術論文1編以上を筆頭著者として査読制度のある雑誌に査読を受け発表している。

2) 暫定指導医のみの場合

- (1) 暫定指導医としての期間が3年以上である。
- (2) 規則施行細則第20条の指導医の責務と業務を果たしている。
- (3) 施設年次報告書を毎年提出している。
- (4) 規則施行細則第23条による取消処分を受けていない。
- (5) 6か月以上指導した研修医が2名以上あり, そのうちの1名以上が専門医試験に合格している。

3) 暫定指導医と研修医の両方を経験している場合(異動等により暫定指導医が研修医に, あるいは研修医

が暫定指導医になった場合)

- (1) 暫定指導医の期間が1年未満の場合、必須研修期間は3年。研修開始届ならびに研修年次報告書(3年分)が必要。
- (2) 暫定指導医の期間が1年以上2年未満の場合、必須研修期間は2年。研修開始届ならびに研修年次報告書(2年分)が必要。
- (3) 暫定指導医の期間が2年以上の場合、必須研修期間は1年。研修開始届ならびに研修年次報告書(1年分)が必要。
- (4) 暫定指導医期間中は規則施行細則第20条の指導医の責務と業務を果たしている。
- (5) 暫定指導医期間中は研修施設年次報告書を毎年提出している。
- (6) 暫定指導医期間中に規則施行細則第23条による取消処分を受けていない。
- (7) 研修期間中に研修施設の異動があった場合、および暫定指導医が交代した場合、変更届(様式1-4)を提出している。

II. 受験出願

受験出願は下記に示す書類をそろえて、IV. の出願期間内に日本周産期・新生児医学会事務局宛に簡易書留で送付する。

1. 研修医の場合

- (1) 専門医試験受験出願書
- (2) 研修施設および指導医の記録
- (3) 研修症例記録簿
- (4) 症例要約簿
*症例要約簿はコピーを3組作成して同封する
- (5) 指導医による研修医の研修評価記録簿
- (6) 研修医による指導医についての指導評価記録簿
- (7) 学術集会参加記録簿
- (8) 学術集会参加証明
- (9) 本学会が認める周産期医学関連学会で筆頭演者として発表した抄録(コピー可)
- (10) 学術論文刊行記録と別刷(コピー可)
- (11) 日本国医師免許のコピー
- (12) 日本産科婦人科学会・日本小児科学会いずれかの専門医認定証のコピー(有効期限を確認して提出)
- (13) 受験料の振り込み票のコピー
- (14) 返信用封筒(角2サイズ 332×240mm・宛名明記・140円分の切手貼付)

2. 暫定指導医のみの場合

- (1) 専門医試験受験出願書
- (2) 研修医および専門医の記録
- (3) 指導医講習会受講記録
- (4) 症例要約簿
*症例要約簿はコピーを3組作成して同封する
- (5) 学術集会参加記録簿
- (6) 学術集会参加証明
- (7) 本学会が認める周産期医学・新生児学に関連した学会・研究会で筆頭演者として発表した抄録(コピー可)
- (8) 学術論文刊行記録と別刷(コピー可)
- (9) 日本国医師免許のコピー
- (10) 日本産科婦人科学会・日本小児科学会いずれかの専門医認定証のコピー(有効期限を確認して提出)
- (11) 受験料の振り込み票のコピー
- (12) 返信用封筒(角2サイズ 332×240mm・宛名明記・140円分の切手貼付)

3. 暫定指導医と研修医の両方を経験している場合

- (1) 専門医試験受験出願書
- (2) 指導医講習会受講記録
- (3) 研修施設および指導医の記録
- (4) 研修症例記録簿
- (5) 症例要約簿
*症例要約簿はコピーを3組作成して同封する
- (6) 学術集会参加記録簿
- (7) 学術集会参加証明
- (8) 本学会が認める周産期医学・新生児学に関連した学会・研究会で筆頭演者として発表した抄録(コピー可)
- (9) 学術論文刊行記録と別刷(コピー可)
- (10) 日本国医師免許のコピー
- (11) 日本産科婦人科学会・日本小児科学会いずれかの専門医認定証のコピー(有効期限を確認して提出)
- (12) 受験料の振り込み票のコピー
- (13) 返信用封筒(角2サイズ 332×240mm・宛名明記・140円分の切手貼付)

Ⅲ. 受験料

30,000円 郵便振替あるいは銀行振込で下記口座へ納入する。

(銀行の場合)

三菱東京UFJ銀行 蒲田支店
店番 117 普通預金口座番号 2127802
一般社団法人日本周産期・新生児医学会専門医制度委員会
ネットバンキングの場合の口座名称
シヤニホンシユウサンキ シンセイジイガクカイ(全てカタカナ全角)

(郵便局の場合)

口座番号 00100-6-704183
口座名称 一般社団法人日本周産期・新生児医学会専門医制度委員会
他の金融機関からの振込用口座番号 ○一九(ゼロイチキユウ)店 当座 0741083

Ⅳ. 出願期間

2013年4月1日(月)～2013年6月15日(土) (当日消印有効)

提出された出願書類に著しい不備、不足等があった場合、受理しないことがある。また、訂正・再提出を求めることもあるが、指定期限内に到着しない時は受験資格を失う。

受験料はいかなる事由があっても返還しない。

Ⅴ. 試験科目

- (1) 筆答試験
医師国家試験方式のMCQ形式に準じたもの
(必須問題、一般問題、長文問題、計90題110問)
- (2) 口頭試験
提出された症例要約の中から2症例について、2人の試験官による試問。
- (3) 小論文(600～800字。あらかじめテーマを公表し事前提出する。詳細は8月初旬に学会HPに掲載)

Ⅵ. 試験日程と試験会場

日 時:2013年10月20日(日)(本年度から専門医試験は1日で行う)
午前:筆答試験
午後:口頭試験
試験会場:東京大学

VII. 合否決定

専門医試験委員会, 専門医認定委員会は上記V.(1)~(3)の評価と受験者に関する諸資料を総合して合否の決定を行う。

VIII. 合格発表

ホームページ及び機関誌に発表する。

IX. 専門医の登録

- (1) 合格者は, 登録料 20,000 円を添えて学会に登録を申請する。
- (2) 学会は, 上記登録申請のあった者に対しては, 学会の専門医として登録するとともに専門医認定証を交付する。

X. 次回試験の予定

第8回周産期専門医(新生児)試験および第6回周産期専門医(母体・胎児)試験
2014年10月

XI. 問合せ先・書類の送付先

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2-30 (株)メジカルビュー社内
日本周産期・新生児医学会 担当:伊藤・矢島
TEL 03(5228)2074 FAX 03(5228)2104 E-mail:kaiin@jspnm.org